

## 介護職員等特定処遇改善加算

### 介護職員等処遇改善加算

#### ○「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

また令和 6 年介護報酬改定に伴い、介護職員等の更なる処遇改善として、現行の処遇改善制度に代わり 6 月より「介護職員処遇改善加算」の一本化、新制度も始まりました。また、当法人においても 6 月からの「介護職員等処遇改善加算」の算定を行っております。

#### 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。
- ・ 賃上げ以上の処遇改善の取組の見える化を行っていること

#### ○「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取組について、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

#### ○職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容を下記に提示いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	採用計画書を作成し、幅広い採用を行っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	自己啓発による資格支援を促進するため資格手当を支給している。 法人職員に対し介護福祉士国家試験対策講座を法人内で無料開講している。また実務者研修、喀痰吸引研修も法人内で開催している。
	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入	新人介護職員に対し1名メンターを配置し、月に一度配属先事業所に訪問し面談を行っている。面談は3ヶ月継続する。
腰痛を含む心身の健康管理 両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	法人内に職員のお子様、お孫様対象にキッズルーム光楽苑（認可外保育施設）を設置、運営している。
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	就業規則にも明示しており非正規職員から正規職員への転換を行っている。
	有給が取得しやすい環境の整備	有給を取得しやすい環境づくりのため有給のうち夏休み3日、冬休み4日を計画付与として有給取得をいただいている。
健康管理 む心身の腰痛を含む	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故対応マニュアルを作成している。

<p>生産性向上のための業務改善の取組</p>	<p>タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施</p>	<p>介護ソフトの活用による情報共有、タブレットを使った記録の電子化により業務負担軽減を行っている。また見守り支援システム（眠りスキャン）の導入を行っている。</p>
<p>やりがい・働きがいの醸成</p>	<p>利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</p>	<p>法人内全体研修時の資料に法人の理念を掲載することにより、定期的に学ぶ機会を提供している。</p>